

応急仮設住宅（仮設・借上げ住宅）の供与期間について

供与期間を、全県一律で平成29年3月末まで延長します。

福島県内の借上げ住宅の再契約手続きにつきましては、平成27年11月頃より開始いたします。

福島県外の借上げ住宅等につきましても、再契約手続き等が必要になります。

平成29年4月以降の供与期間については、被災時にお住まいだった市町村（または区域）によって、取り扱いが異なります。

- 1 **避難指示区域（平成27年6月15日時点）から避難されている方**
平成29年4月以降の供与期間については、避難指示の解除の見通しや復興公営住宅の整備状況などを見据えながら、今後判断します。

取り扱いにつきましては、改めてお知らせします。

檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市の一部、川俣町の一部
川内村の一部

※ 避難指示区域とは、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を指します。

- 2 **避難指示区域以外から避難されている方**

災害救助法に基づく応急仮設住宅（仮設・借上げ住宅）の供与は、平成29年3月末をもって終了となります。

平成29年4月以降は、災害救助法による対応から新たな支援策へ移行してまいります。支援策の概要は下記QRコードからご覧下さい。


上記避難指示区域（平成27年6月15日時点）以外からの避難世帯

※ 自宅が地震・津波による被害を受け、移転先の住宅の整備が完了しない世帯につきましては、個別に延長することを検討しております。詳細につきましては、今後決まり次第お知らせいたします。



なお、福島県外の応急仮設住宅につきましては、各都道府県に対し、上記のとおり対応していただくよう、福島県より要請しております。

問い合わせ先 《福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル》

 0120-303-059

受付時間 午前9時～午後5時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

帰還・生活再建
に向けた総合的
な支援策の概要
はこちら→

